

# 大阪柔整だより

## 施術所の「開設届出済証」交付開始！

「柔整だより」3月号に少し広報させていただきましたが、平成28年6月29日付厚生労働省から告示された「柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項」に「施術所の開設届を各都道府県知事に届出た旨を追加する。」という通知を受け大阪府も本年5月には「開設届出済証」の交付開始となります。

意図としましては消費者(患者)が施術所を選ぶ際に当該施術所が法に基づく届出を行っているかどうかを見分けることは困難であると指摘されているということが挙げられています。

### 【開設届出済証の交付申請の流れ】

- ①大阪府HP「あはき・柔整手続関係」から「開設届出済証」申請様式をダウンロード又は保健所窓口にて申請書を配布。
- ②申請書に必要事項を記載し、保健所長へ2通提出する。
- ③保健所にてこれまでに提出された「施術所開設届出書」「施術所届出事項変更届出」の内容と「開設届出済証」の記載内容を突合せ確認する。
- ④一致確認された2通の「開設届出済証」に証明日が記載される。

保健所長印を押された正本1通を受け取り、申請を受理した保健所で1通は保管。

この「開設届出済証」は保健所長の印・府章が入るため、信用度・信頼性も確保でき、個々の施術所名、住所、業務の種類(柔道整復、はりきゅう等)が記載されるので転用されるというようなりスクも回避できるということでもあります。

※尚、これは大阪府保健所での取扱いです。政令市・中核市保健所では取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

また平成28年6月29日付の告示によりこの「開設届出済証」を広告し得るようになりました。施術所玄関ガラス等に貼付、外壁には証明書を透明ファイルに挟むなどの方法で貼付するなどが可能となります。なお、大阪府HPでの申請手続きにつきましては、近日公開されますので申請交付を希望される先生は大阪府のHPをご覧ください。

今回のことから大阪府柔道整復師会としましては、今後、違法広告の問題に対しても厚生労働省からの指導等により、優良な広告の施術所であるという「開設届出済証」のステッカーのようなものが発行されると予想しております。

会員の先生方には引き続き違法広告の改善への趣旨をご理解いただき、ご協力の程宜しく申し上げます。

社会保障審議会医療保険部会

『第 11 回 柔道整復療養費検討専門委員会』開催

日時：平成 29 年 3 月 21 日(火) 13:00~14:30

場所：中央合同庁舎第 5 号館 講堂(低層棟 2 階)

議題：柔道整復療養費検討専門委員会における議論の整理に係る検討(案)

今回の委員会では、主に「施術管理者の要件について」「『亜急性』の文言の見直し」について議論が交わされた。

施術管理者になるための要件である実務経験について、医療機関での従事期間を実務経験として算入するかどうか論点となった。施術者側は、医療人としての経験や倫理観、他の職種との連携等について習得できる期間として認めてもらいたいと意見した。それに対し有識者側は、医療従事者となった後にモラル等を教育するのは論外であり、認められないと反対した。実務経験の期間について段階実施するという点については、平成 30 年度に入学した者が卒業から 3 年の期間としてはどうかと施術者側より意見があったが、厚労省事務局側は、施術管理者となる人数が少ない年ができないよう段階実施にする考えを説明した。

また、『亜急性』の文言見直しについては、「負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない」と亜急性への説明を付け加え、注釈には「負傷の原因は、具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。単に(亜急性の外傷)や(急性に準じる外傷)のような具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。」とした厚労省の改正案が示された。

これについて保険者側は、支給対象を判断するため支給申請書に 1 部位目から負傷の原因を記載しないのであれば反対する。矛盾していることを整備してから施行してもらいたいと意見した。施術者側は、前回と同様に負傷の原因を記載しても不正請求の問題解決にならず、柔整審査会の権限強化における傾向審査で必要とした場合に施術録の確認等をすればよいのではないかと意見した。有識者側からは、『亜急性』とは時間軸であるということを厚労省事務局側に確認したうえで、時期を表す『亜急性期』という文言にしてもらいたいと要望した。厚労省事務局側は、今回は「負傷の原因が明らか」「慢性に至っていない」という考えを明確にする改正で、その他については、今後も検討していくとした。

「不適切な広告の是正」については、実態調査や広告ガイドライン作成について、遅々として進まない状況であるが、保険者側は罰金を科してもらいたいと意見し、有識者側は「整骨院」の使用について国民が実態のわかるような名称にすべきではないかと意見した。

最後に施術者側から、開設者についても一定の規定を設けることや協定書と受領委任の取扱規程を明文化してもらいたいと意見し、委員会は終了した。

今後も国民のため、柔道整復療養費の適正化に向けた議論は続くであろう。

なお、次回の専門委員会の開催予定は未定である。

## 学術大会開催のお知らせ

第 11 回 大阪学術大会 開催日:8 月 20 日(日) 会場:シティプラザ大阪

8 月に大阪社団・日整主催の大阪学術大会を開催いたします。

現在、発表者を募集しております。多くの会員の先生方に日頃の臨床の成果を発表いただけますよう、ご参加の程よろしく願いいたします。

11 月には 8 年ぶりに大阪開催となる第 26 回日本柔道整復接骨医学会の学術大会が予定されており、毎年、本会附属専門学校の生徒がポスター発表を行っております。

地元大阪開催ということで本会研究事業部といたしましても、発表の準備を進めているところです。

柔道整復に限らず医に携わる業は、学とは切り離せないものです。両学会が多くの会員の先生方の「良き学びの場」としてご活用いただければ幸いです。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事

## 介護保険のコラム Vol.25

～地域包括ケアシステムが本格的に始まりました～

・地域包括ケアシステムが提案された背景と目指すべき姿

### (1) 背景

「団塊の世代」がすべて 75 歳を迎える 2025 年まで残り 10 年を切った中で、国及び地方公共団体では、できる限り住み慣れた地域で、人生最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する取り組みが行われています。市町村や都道府県の地域の特性に応じて「ご当地ケア」を作り上げていくことが重要であり、「地域の力」が再び問われていると言えます。

その他、疾病構造の変化を踏まえた「病院完結型」の医療から、「地域完結型」の医療への改革の中で、在宅医療・介護の一体的なサービス提供体制の見直しが各地で進められています。

### (2) 目指すべき姿

「本人・家族の選択と心構え」を基盤に「住まいと住まい方」があり、その上で「生活支援・福祉サービス」に基づいて「医療・介護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が提供されるといった姿があり、多様な関係主体のネットワーク化を図ることが必要不可欠です。

地域により人口動態や医療・介護需要のピークの時期や程度が大きく異なり、医療・介護資源の現状の地域差も大きいという実態があるため、目指すべき姿は地域によって異なります。

なお、財政的な制約も踏まえれば、地域包括ケアシステムに含まれる機能の多くが行政を中心とした公的サービスや単一の主体だけで担うことが困難な場合もあります。

つまり、多様な生活ニーズに応えられる仕組みを作るためには、「公助」「共助」だけではなく、「自助」も活用しつつ、多様な主体と自治体が協働しながら地域全体を支え合う「互助」の体制を作っていくことも今後さらに求められてきます。

次回より、各地で運用が始まった地域包括ケアシステムへの活動事例をご紹介します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

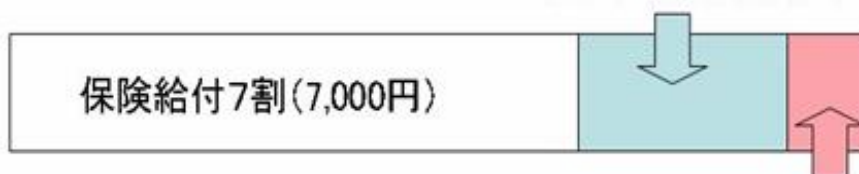
## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

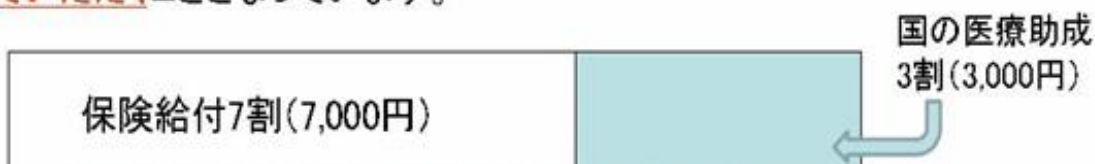
福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。